

れいわ ねんど がつこう ぼうし きほんほうしん じどうよう
令和5年度 学校いじめ防止基本方針（児童用）

いじめのない

え が お がつこう
笑顔あふれる 学校を



あさひかわしり ちちかぶみしょうがつこう じどうかい
旭川市立近文小学校 児童会

1

はじめに

いじめをなくすために、^{ちかぶみ}近文っ子の^{みな}皆さんに、

①いじめは絶対に許されないとこと、

②相手の気持ちを考えることの大切さ、^{つた}を伝えたいです。

また、いじめのない^{あんしん}安心して^す過ごすことのできる^{ちかぶみしょうがっこう}近文小学校になるような^{おも}思いを^こ込めて、この「^{がっこう}学校いじめ^{ぼうしきほんほうしん}防止基本方針（^{じどうばん}児童版）」を作ります。

2

いじめとは

いじめは、^{ほうりつ}法律で^{ていぎづ}定義付けられています。しかし、^{たいせつ}大切なことは、^{みな}皆さんの^み身の^{まわ}回りで^お起こる^おどんなことがいじめになるのかを^{がっこう}学校の^{みんな}みんなが^{きょうつうりかい}共通理解することです。いじめだと^{いしき}意識せずに^いやってしま^いい、^{とも}友だちを^{きず}傷つけてしまうことはありませんか。

—^{くたいてき}具体的な^{ないよう}いじめの内容—

○^{わるぐち}悪口や^{いや}嫌なこと、^{きず}傷つくようなことを言われる。

○^{なかまはず}仲間外れや^{むし}無視をされる。

○^{わざと}わざとぶつかられたり、^{たたか}たたかれたり、^けけられたりする。

○^{もの}物を^{ぬす}盗まれたり、^{こわ}壊されたりする。

○インターネット上で^{じょう}悪口を^い言う。

○^{いや}嫌なことを^{むり}無理やりさせられる。



3

いじめを生み出さないために

いじめを生み出さないためには、日常的に次のようなことを意識したり、大切にしたりしましょう。

○いじめは、絶対に許されないという意識をもとう。

○優しい気持ちを持ち、相手の気持ちを考えよう。

○自分がされたら嫌なことは絶対にしないようにしよう。

○仲よく過ごそう。



4

いじめを受けた、見た、聞いた、相談を受けたときは

もし、自分がいじめを受けた場合や、見たり、聞いたり、相談されたりした場合に、どのように行動したらよいのでしょうか。

○もし、自分がいじめを受けた場合は？

一人で抱え込まず、先生や家族、友達などに相談してみよう。



○もし、いじめられているのを見たり、聞いたり、相談されたりした場合は？

先生に報告したり、家族に相談したりしましょう。必ず、苦しんでいる人

の力になってあげよう。

5

いじめを防止するための児童会の取組

いじめをなくすために、児童会として次のような取組をします。

○いじめ防止を呼び掛ける
(ポスターや動画を用いて)

○明るく元気で楽しい雰囲気づくり
(みんなと仲良く・楽しい企画)



6

いじめを相談したいときは

いじめを受けたり、見たり、聞いたりしたときは、先生や家族、友達などに相談することが大切ですが、よく知っている人には相談しにくい場合もあるかもしれません。そういった場合でも、相談できる場所があることを知っておくことが大切です。

みなさんは、いじめを相談できる場所を知っていますか？次のページに、いじめを相談できる窓口の連絡先をのせておきます。

いじめを相談できる窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

＜電話番号＞

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

＜受付時間＞

月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター (北海道教育委員会)

＜電話番号＞

0120-3882-56

＜受付時間＞

毎日24時間

◆子どもの人権110番 (旭川地方法務局)

＜電話番号＞

0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおばん)

＜受付時間＞

月~金 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター (旭川少年鑑別所)

＜電話番号＞

0166-31-5511

＜受付時間＞

月~金 9:00~16:00

◆法テラス旭川

＜電話番号＞

050-3383-5566

＜受付時間＞

月~金 9:00~17:00

スクールカウンセラーに相談することもできます。

旭川市立近文小学校 TEL 51-1495